

民 生 教 育 委 員 会 会 議 録

招 集

令和5年11月14日(火) 午前10時 委員会室

出席委員(8名)

(委員長) 今 城 雅 子 (副委員長) 塚 田 佳 充
安 達 卓 是 土 光 均 戸 田 隆 次 錦 織 陽 子
西 野 太 一 矢 田 貝 香 織

欠席委員(0名)

説明のため出席した者

【市民生活部】藤岡部長

[クリーン推進課] 高浦課長 池口課長補佐兼廃棄物対策担当課長補佐
清水生活環境担当主任

出席した事務局職員

松田局長 田村次長 坂本議事調査担当係長 松下調整官

傍 聴 者

稲田議員 岩崎議員 大下議員 門脇議員 田村議員 津田議員 松田議員
吉岡議員

報道関係者2人 一般0人

報告案件

- ・し尿収集業務の委託化について [市民生活部]

~~~~~

## 午前10時00分 開会

○今城委員長 ただいまから、民生教育委員会を開会いたします。

本日は、市民生活部から1件の報告があります。

し尿収集業務の委託化について、当局の説明を求めます。

高浦クリーン推進課長。

○高浦クリーン推進課長 現在、本市におきまして許可制により行っております、し尿の収集業務を令和6年度から委託化することにつきまして御報告させていただきます。

資料は、表題を記載しておりますA4表裏のもの1点でございます。では、資料に沿って御説明いたします。1、委託化の概要についてでございます。まず前提といたしまして、し尿等の一般廃棄物の適正処理は、地域の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る趣旨から市町村の責務と定められているところでございます。現在、本市におきましてし尿収集運搬業者、これは6社ございますが、許可業務として地区割で行っております一般廃棄物であるし尿の収集につきまして、他の一般廃棄物と同様に市の委託業務に変更することで、収集体制の脆弱化を防ぎ、安定した収集体制の確保を図ろうとするものでございます。

2の目的でございますが、急速な人口減少及び下水道事業の普及等によりし尿の収集量が減少している状況の中、し尿収集効率の低下による収集体制の脆弱化を防ぎ、引き続き

安定したし尿収集体制の確保を図ることにより、災害等の緊急時の対応を含めた市民の生活環境の保全体制を維持することを目的としております。3にその背景などを記載しております。下水道事業の普及等によりし尿収集業務が減少する中、本市ではし尿処理を安定して実施することを目的とし、現在第3次となっております合理化事業計画に基づきまして代替業務を確保し収集車両の減車を図っているところでございます。

今後、さらに収集車両を減車することとなった場合、し尿収集総量もさらに減少しておりますので、1台当たりの収集エリアが広がります。その結果、人件費削減等による収集体制の脆弱化等を招く恐れがあります。また、人口減少等により、し尿収集量は今後さらに減少することが見込まれますので、し尿収集事業そのものの継続が困難となることが予想されます。一般廃棄物の処理は市の責務であることとされており、し尿も一般廃棄物に区分されておりますので、市としてその対策を考える時期ということになると思っております。

つきましては、本市において生活排水の適正処理を図るためには、し尿収集業務の安定的な実施に向けた体制確保が大変重要でありますので、従来の許可制、各事業者がそれぞれ個別に業務を行っていたものを現在の許可業者で構成する協同組合米子市環境事業公社に委託する方式に変更することで、事業公社内での事業者間の連携、そして収集体制の調整強化を可能とするものでございます。変更の時期につきましては、令和6年度4月を予定しております。

5の委託契約についてでございますが、(1)委託先につきましては、先ほど申し上げましたとおり、協同組合米子市環境事業公社になります。(2)委託方法についてでございますが、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づきます随意契約で行うこととしております。随意契約の理由といたしましては、し尿の収集は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきまして、し尿収集運搬業者しか業務を行うことができないため、性質または目的が競争入札に適さないためということで随意契約としております。裏面を御覧ください。(3)委託する業務の内容でございますが、市内各家庭及び事業所のし尿のくみ取り及び米子浄化場までの運搬業務となります。

次の6、業務委託に係る事務やお金の流れにつきまして、イメージを表にしております。まず、表右の変更前を御覧ください。現在は利用者の各し尿集運搬許可業者が直接やり取りを行うことで完結しており、①利用者が許可業者にくみ取りを依頼し、②許可業者がくみ取りを行います。③許可業者が利用者に手数料を請求し、それに対して④利用者が手数料を支払うという流れになっております。

次に、表左の変更後を令和6年4月以降を御覧ください。業務を委託化することでそれまで許可業者の収入であった手数料が市の収入となるなど、事務やお金の流れが変わってまいります。①登録でございますが、手数料が市の収入となりますので調定、収入の状況を管理するため、利用者の皆様にはまず登録の手続きを行っていただき市で台帳を作成することとしております。②業務委託でございますが、これまでの御説明のとおり市が環境事業公社に業務を委託するというものでございます。③のくみ取りでございますが、利用者からのくみ取りの依頼を省略しておりますが、変更前と同様に利用者から依頼があり事業者がくみ取りを行うということに変更はございません。業務報告でございますが、環境事業公社から市に対して、行った業務の実績を毎月御報告いただくこととなります。市は業務の完了を確認し、②の業務委託に含まれますが、環境事業公社に対し委託料を支払いま

す。また、市はその実績報告を受け、⑤利用者に対し納付書を送付いたします。それを受け、利用者は⑥、⑦になりますが、金融機関窓口やコンビニ交付、モバイル決済などで市に対し手数料を支払います。なお、手数料は18リットル261円で委託化後も変更はございません。以上が主な流れとなります。なお、し尿処理手数料の徴収にかかる納付書につきましては、2か月に1回送付することを想定しております。

7の対象件数でございますが、令和5年3月31日現在で4,193件となっております。個人と事業所の内訳については、記載のとおりでございます。

8に今後のスケジュール案を記載しております。主なところで本年12月に利用者台帳にかかる情報システム構築費用などにつきまして補正予算要求をさせていただき予定としております。そして令和6年度当初予算につきまして、事業実施に係る経費として委託料を約8,000万円を計上と、し尿処理手数料収入を予算要求させていただき予定としておりまして、令和6年4月に業務委託開始としております。

説明は以上でございます。

**○今城委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

安達委員。

**○安達委員** 今説明があったんですけども、何点か分からないところもあったので、聞かせてください。公社のホームページからいくと7社とあがっているんですが、今説明が6社。ということは自分が見た画面上の7社が1社、これはいわゆる組合員としていないのかなと思ったんですが。そこのところを確認させてください。

**○今城委員長** 高浦クリーン推進課長。

**○高浦クリーン推進課長** 公社の構成の事業者数についてでございますが、公社の事業者としては7社が正しいものです。ただし、そのうちの1社がし尿の収集運搬の許可を有していないということで実際にし尿の収集運搬の業務を行っているのが6社ということになります。

**○今城委員長** 安達委員。

**○安達委員** いわゆる一般廃棄物の収集とかをしておられて、し尿処理はされない業者があるということですか。再確認ですが。

**○今城委員長** 高浦クリーン推進課長。

**○高浦クリーン推進課長** し尿も一般廃棄物に含まれるんですけど、あくまでもし尿の収集許可を有していないということでございます。

**○今城委員長** 安達委員。

**○安達委員** それでこれからの計画、予定スケジュールがあげてあるんですけども、そのところでちょっと前後するかもしれませんが、市報よなご3月号で周知をしたいというスケジュール感を持っておられますけれども、これは遅くないかなと思ったりもするんですけども、というのは4月から始まりますけど、スタートですというなら、スケジュールをもっておられるなら1月号でも2月号でもいいじゃないかなと思います。というのは、自分の家に置き換えたときに、4月からですよと言われたときに、えっというのは少しタイミング的にも遅くならへんかなと思ったりしていますんで、周知を徹底させるためには少し前倒しでも、内容にもよりますけれども、どんな内容を3月号に予定されてるか

分かりませんが、もっと早い方がいいんじゃないかなと思います。

○**今城委員長** 高浦クリーン推進課長。

○**高浦クリーン推進課長** 広報等についてでございますが、今現在し尿の収集をくみ取りで行っている個人の方、事業者の方につきまして現在も行っているし尿の収集を、その行っているし尿の収集をするときに、市報自体は3月号なんですけれども、例えばチラシなどを作ってそれよりも早く実際にくみ取りを行っていらっしゃる場所にはお配りをしようという事は考えております。

○**今城委員長** 安達委員。

○**安達委員** 細かい話ですが、広報の対応はもう少し早めにやられるというところの広報かなと思うんですが、それと6年度4月からの予定の中で地区割というやり方で業者を今分けておられるように聞くんですが、公共の事業を公社委託するわけですけれども、いわゆる公共性の担保というのはどうされるのかなと思って、ちょっと聞いてみたいと思うんですが。今までは公共で、直営でしてました。直接やっていますよ。ただ、今度は公社に委託業務をするわけですね。そうすると公社が地区割とかいわゆるし尿の収集をされるわけですけれども、その辺の公共性の担保というのはどうされるのかなと思うんですが。

○**今城委員長** 高浦クリーン推進課長。

○**高浦クリーン推進課長** 地区割についてということでお答えさせていただきたいと思っております。現在は許可制で各事業者がそれぞれ地区を分担して業務を行っているところでございます。今後は、委託先としましては事業公社1本ということになりまして、恐らく事業を委託化した後は当面はその地区割を継続されるのかなと思っておりますが、市としましては特に地区割を指定するものではございません。あとは委託している事業公社のほうで事業効率なりを考えて、割り振りをしていただければいいというふうに認識をしております。

○**今城委員長** 安達委員。

○**安達委員** 最後にしようかなと思うんですが、7の対象件数が4,193件という、3月31日現在ですよ。毎年、毎年度どのくらい減っていくんですか。下水道の広がりもあるとあって説明されたんですが、減っていくんですか。毎年度どのくらい減っていくんですか。

○**今城委員長** 清水クリーン推進課生活環境担当主任。

○**清水クリーン推進課生活環境担当主任** くみ取り件数ですけれども、前年は4,300件くらいございまして、大体200件くらいはここのところ減ってきているというところで、令和6年度についても、大体200件くらい減りまして4,000件弱くらいを見込んでいるところでございます。以上です。

○**今城委員長** ほかにございませんか。

錦織委員。

○**錦織委員** 確認ですけれども、市民とか個人事業者が従来どおりと変わらないということですか。例えば、くみ取りしてほしいというのは今までだったら、各事業者に連絡するんだんですけど、これから、この米子市環境事業公社に電話するんですか。

○**今城委員長** 高浦クリーン推進課長。

○**高浦クリーン推進課長** 依頼の仕方についてでございますが、環境事業公社に1本の窓口を設けるのか、各事業者にこれまでどおり依頼されるかということ、ここ今現時点で

は決まっていなくてございまして、今後協議したいと思っております。

○**今城委員長** 錦織委員。

○**錦織委員** 分かりました。今後、くみ取り料の金額18リットル261円となっているんですけど、これを変更するというときには市が決めるのですか。

○**今城委員長** 高浦クリーン推進課長。

○**高浦クリーン推進課長** 手数料の決定についてでございますが、これまでどおり市が改定することになります。

○**今城委員長** ほかにございますか。

土光委員。

○**土光委員** 資料の6番でイメージ図、主な流れというのがあります。これに関して変更後は左側で、変更前は特に米子市に関しての記述が全くないのですが、変更前は今までは米子市はこの業務に関してどういう関与をしていたのかということの説明ください。

○**今城委員長** 高浦クリーン推進課長。

○**高浦クリーン推進課長** 変更前は各事業者が許可業務として行っているものでございまして、このし尿のくみ取り、依頼からくみ取りの業務に関しては市は関与はしておりません。市が関与している部分としましては、その各業者に対して許可を付与することになります。料金については、し尿収集運搬許可業者の収入となりますので、そこについても市の関与はないということでございます。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** 許可とるのに市が業者に関して許可をするということをしていたということですか。

○**今城委員長** 高浦クリーン推進課長。

○**高浦クリーン推進課長** そのとおりでございます。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** 料金のこと、これは確認ですが、し尿くみ取りの料金は条例で決まっていますよね。変更は審議会を経て、最終的に条例改正をするという手続を今までやっていましたが、これからもそこは全く同じということでしょうか。

○**今城委員長** 高浦クリーン推進課長。

○**高浦クリーン推進課長** 定数料改定の手続でございますが、これまでどおり審議会で審議いただき、議会のほうにお諮りし、決定していくということになります。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** それからこの6事業者で公社。この6事業者で現時点でこのし尿の収集車は何台乗ってるんですか。

○**今城委員長** 高浦クリーン推進課長。

○**高浦クリーン推進課長** 今何台で業務を行っているかということでございますが、通常7台、それ以外に予備車両がございますが、通常業務としては7台ということでございます。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** それから公社は浄化槽のメンテ、維持管理の業務をやっていますが、これは今回とは全く関係がないものと思っていいますか。

○**今城委員長** 高浦クリーン推進課長。

○**高浦クリーン推進課長** 浄化槽汚泥のくみ取りについてでございますが、今回の話題としておりますのは、あくまでもし尿の収集ということで、浄化槽汚泥のくみ取りについては含んでおりません。

○**今城委員長** ほかにはございますか。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** ないようですので、以上で民生教育委員会を閉会いたします。

**午前10時18分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生教育委員長 今 城 雅 子